

令和6年度 保育園等利用者負担額（保育料）（2号・3号認定）

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化実施に伴い、3歳以上児の利用料は無償となります。

〈日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表〉

区 分		徴収金基準額（月額）		兄弟等入園による軽減	
階層	定 義	3歳未満児		同一家庭内で複数の児童が入園しているときの保育料	
		標準時間	短時間		
A	生活保護法による非課税世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	市町村民税課税世帯所得割 48,600円未満	ひとり親家庭等の世帯	5,000	4,750	第2子の徴収金基準額0円
		その他の世帯	11,000	10,500	第2子の徴収金基準額左記金額の1/2
D1	48,600円以上 61,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	6,750	6,500	第2子の徴収金基準額0円
		その他の世帯	13,500	13,000	第2子の徴収金基準額左記金額の1/2
D2	61,000円以上 73,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	8,250	8,000	第2子の徴収金基準額0円
		その他の世帯	16,500	16,000	第2子の徴収金基準額左記金額の1/2
D3-1	73,000円以上 77,101円未満	ひとり親家庭等の世帯	9,000	8,750	第2子の徴収金基準額0円
		その他の世帯	20,500	20,000	第2子の徴収金基準額左記金額の1/2
D3-2	77,101円以上 85,000円未満	20,500	20,000	第2子の徴収金基準額左記金額の1/2	第3子以降の徴収金基準額0円
D4	85,000円以上 97,000円未満	24,500	24,000		
D5	97,000円以上 109,000円未満	31,000	30,000		
D6	109,000円以上 133,000円未満	37,000	36,000		
D7	133,000円以上 169,000円未満	43,000	42,000		
D8	169,000円以上 213,000円未満	49,000	48,000		
D9	213,000円以上 301,000円未満	54,500	53,000		
D10	301,000円以上 397,000円未満	57,500	56,000		
D11	397,000円以上	59,500	58,000		

〈兄弟等入園及びひとり親家庭等の世帯の軽減〉

※市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、年長者から順に2人目の場合は半額、3人目以降の場合は無料となります。

※日階層に該当し、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、年長の児童から順に2人目以降の場合は無料となります。

※市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親家庭等の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、1人目は表のとおり金額、2人目以降は無料となります。

「ひとり親家庭等の世帯」・・・母子父子家庭世帯（祖父母等との同居除く）、身体障害者手帳・療育手帳・障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・障害基礎年金の受給者を有する世帯

〈保育所等における副食費の負担減免〉

年収360万円未満相当世帯及び0歳から小学校就学前までのうち第3子以降は免除されます。

〈保育必要量〉

標準時間・・・主にフルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大11時間。就労などで月120時間以上。

短時間・・・主にパートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大8時間。就労などで月60時間以上。

※保育園の利用時間は、午前8時から午後4時までを原則的な保育時間とし、その時間を超える場合は、各保育園の開園時間内で、就労時間等に合わせた必要な利用時間を保育園と調整していただくことになります。

※保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親（もしくは祖父母等の生計主宰者）の市町村民税所得割額の合計、児童の年齢及び支給認定証に示した保育必要量によって決定します。（市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。）

※市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層（D11階層）に階層区分を確定するものとします。所得割額が確認できた場合は、算定開始日の属する月に遡って再算定を行います。

〈公立保育園における延長保育料〉

延長保育	利用時間	短時間	標準時間
	1時間以内の利用	月額	500円
1時間超3時間以内の利用	月額	1,000円	
午後6時30分から午後7時までの利用	月額	1,000円	月額 1,000円
土曜日午後4時を超える利用	日額	500円	

※延長保育の料金は、午前午後の利用時間の合算とします。

※標準時間の時間帯：午前7時30分～午後6時30分（西部・北部・南部・梅森・三本木・北新田保育園は午後6時00分まで。私立保育園・認定こども園は異なる場合があります。）

※短時間の時間帯：午前8時00分～午後4時00分（市内公立保育園・私立保育園・認定こども園共通）

※指定管理園である米野木台西保育園の午後7時00分～午後7時30分の延長保育料は別途必要になります。

※私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所の延長保育料・時間帯等は施設ごとに設定されます。

○第三子保育料無料化等事業について

令和6年度は、18歳未満の児童が3人以上いる場合、その年度の初日において3人目以降の3歳未満児の保育料は、無料とします。令和6年度以降については、本事業の継続は未定ですのであらかじめご了承ください。